第七九類　亜鉛及びその製品

七九・〇一	第七九・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七九・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七九・〇二	第七九・〇二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
七九・〇三―七九・〇七	第七九・〇三項から第七九・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七九・〇三項から第七九・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八〇類　すず及びその製品

八〇・〇一	第八〇・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八〇・〇二	第八〇・〇二項の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八〇・〇三―八〇・〇七	第八〇・〇三項若しくは第八〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八〇・〇三項又は第八〇・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一〇一・一〇―八一〇一・九六	第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九六号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇一・九七	第八一〇一・九七号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一〇一・九九―八一〇二・九六	第八一〇一・九九号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇一・九九号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇二・九七	第八一〇二・九七号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一〇二・九九―八一〇三・二〇	第八一〇二・九九号若しくは第八一〇三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇二・九九号又は第八一〇三・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇三・三〇	第八一〇三・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一〇三・九〇―八一〇四・一九	第八一〇三・九〇号から第八一〇四・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇三・九〇号から第八一〇四・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇四・二〇	第八一〇四・二〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一〇四・三〇―八一〇五・二〇	第八一〇四・三〇号から第八一〇五・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇四・三〇号から第八一〇五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇五・三〇	第八一〇五・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一〇五・九〇―八一〇七・二〇	第八一〇五・九〇号から第八一〇七・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇五・九〇号から第八一〇七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇七・三〇	第八一〇七・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一〇七・九〇―八一〇八・二〇	第八一〇七・九〇号若しくは第八一〇八・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇七・九〇号若しくは第八一〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇八・三〇	第八一〇八・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一〇八・九〇―八一〇九・二〇	第八一〇八・九〇号若しくは第八一〇九・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇八・九〇号又は第八一〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一〇九・三〇	第八一〇九・三〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一〇九・九〇―八一一〇・一〇	第八一〇九・九〇号若しくは第八一一〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一〇九・九〇号又は第八一一〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一〇・二〇	第八一一〇・二〇号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一一〇・九〇―八一一二・一二	第八一一〇・九〇号から第八一一二・一二号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一一〇・九〇号から第八一一二・一二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・一三	第八一一二・一三号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一一二・一九―八一一二・二一	第八一一二・一九号若しくは第八一一二・二一号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一一二・一九号又は第八一一二・二一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・二二	第八一一二・二二号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一一二・二九―八一一二・五一	第八一一二・二九号若しくは第八一一二・五一号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一一二・二九号又は第八一一二・五一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八一一二・五二	第八一一二・五二号の産品が第四十条に定める締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること。
八一一二・五九―八一一三・〇〇	第八一一二・五九号から第八一一三・〇〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八一一二・五九号から第八一一三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二・〇一―八二・一五	第八二・〇一項から第八二・一五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八二・〇一項から第八二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八三類　各種の卑金属製品

八三・〇一―八三・一一	第八三・〇一項から第八三・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八三・〇一項から第八三・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。